

学校の組織力向上プラン検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、複雑化・多様化する教育課題や児童生徒の主体的な思考力・表現力の育成に的確に対応するため、学校の組織力を更に高めていくという観点から、「学校体制の整備・強化」を柱とする施策について、広く意見を求めるため設置する学校の組織力向上プラン検討会議（以下「検討会議」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 検討会議は、参与及び政策立案メンバー10名程度並びに京都府教育庁の関係職員で組織する。

2 前項の参与は、京都府教育委員会教育長が委嘱し、その任期は、平成29年3月31日までとする。

3 第1項の政策立案メンバーは、京都府教育委員会教育長が依頼し、依頼する期間は、平成29年3月31日までとする。

(参与)

第3条 参与は、専門分野について必要な意見を述べるとともに、政策立案メンバーから出された意見を全体調整する。

(政策立案メンバー)

第4条 政策立案メンバーは、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

(関係者の出席)

第5条 検討会議には、意見及び説明を受けるため、必要に応じ関係者を出席させることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月6日から施行する。